



令和4年4月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

南砺市荒木 505番地の1

医王環境株式会社

代表取締役 森 雄一

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

南砺市能美字浦島22番1 他40筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（これらのうち、自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

5 申請年月日

令和4年3月31日

6 申請書等の縦覧場所並びに縦覧の期間及び時間

(1) 縦覧場所

富山市新桜町5番3号 富山県生活環境文化部環境政策課

南砺市荒木1550番地 南砺市市民協働部生活環境課

(2) 縦覧の期間及び時間

令和4年4月22日（金）から令和4年5月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

この産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、富山県知事に生

活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年6月6日（月）

(2) 提出先

富山市新桜町5番3号

富山県生活環境文化部環境政策課（郵便番号 930-0005）

(3) 意見書の記載事項等

意見書には、氏名、住所、対象事業の名称及び生活環境の保全上の見地からの意見を日本語により記載すること。

## 富山県告示第188号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和4年4月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷三丁目33番5号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

病院使用料及び手数料

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和4年5月1日から

4 指定納付受託者の指定をした日

令和4年4月12日

## 富山県告示第189号

## 道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年4月22日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山魚津線	中新川郡上市町郷柿沢 521番2から	変更前		最大 8.1 最小 7.7	38.0	富山土木 センター
	中新川郡上市町郷柿沢 2128番まで	変更後		最大 11.4 最小 10.0	38.0	

公 告

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年4月22日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
黒部市堀切925番1外2筆、921番1外35筆の各一部、956番1地先、933番1地先			黒部市三日市1301番地	黒部市
射水市鷺塚567番1			射水市鷺塚 566番地	竹田 友利香

---

小矢部市石動町2246番外 21筆			東京都千代田区飯田 橋2丁目18番2号	大和ハウスリ アルティマネ ジメント株式 会社
----------------------	--	--	------------------------	----------------------------------

